

「闇バイト」に加担しないために！

最近、少年たちが「闇バイト」に安易に応募し、特殊詐欺や強盗などの重大な犯罪に加担してしまうことが社会問題となっています。

検挙された少年たちの大半が、遊ぶための金ほしさに「1回だけなら大丈夫」「嫌になったらすぐに辞めたらいい」との安易な考えで応募した結果、犯罪に加担させられて、取り返しのつかない結果を招いています。

なぜ、「闇バイト」を募集しているのか？ それは、犯行グループが切り捨て要員、つまり「捕まり役」としての実行役を必要としているからです。

しかし、その結果は、約束の報酬を元から支払うつもりはなく、「受け子」として都合よく逮捕されるまで利用した後、簡単に「捨て駒」として切り捨てます。

この資料は、警察庁作成の

- ① 令和5年7月 生活安全局 人身安全・少年課作成
非行防止・広報啓発活動従事者用資料
犯罪実行者募集の実態 ～少年を「使い捨て」にする「闇バイト」の現実～
- ② 今後の幸せな人生のために
～闇バイトで人生を棒に振らないために知っておくべき5つのこと～

を独自にまとめたものです。

八戸市消費生活センター
作成：令和8年6月

■ 「闇バイト」に応募し、犯罪行為に加担するまでの流れ

- ① 自ら応募、または友人等から誘われて犯行グループと接触します。
 - ② 犯行グループは、巧みに個人情報を入手します。
 - ③ 犯行グループは、「捨て駒」として利用し続けるために、入手した個人情報で少年たちを執拗に脅迫して恐怖心を植えつけたり、少年たちの家族に危害を加えるなどと脅かして、犯罪に加担することを断ったり犯行グループから離脱したりすることを阻止します。
 - ④ 報酬を受け取れるのは稀で、ほとんどは受け取れず、邪魔になったら密告されて逮捕されるか、SNSに個人情報を晒されます。
 - ⑤ 少年たちは、逮捕されるまで「受け子」として使い続けられます。
- ※ 必ずしも少年だけが闇バイトに応募しているということではありません。

1 犯行グループとの接触経路

- ① 自らスマホ等で「高額バイト」などと検索して、表示された「学生可能、誰にでもできる簡単な仕事、やる気次第で1日10万円は稼げます、犯罪ではありません」等の文言を信じて応募した。
- ② 自らSNSで「お金に困っている」「仕事を探している」などと書き込みをした結果、犯人グループから連絡が入り、応じてしまった。
- ③ SNSで知り合った相手から「割のいいバイトがある。ノーリスクだから大丈夫」と誘われて、興味を持って応じてしまった。
- ④ 先輩や友人から誘われて、迷ったけど孤立するのが嫌で引き受けてしまった。
- ⑤ 地元の怖い先輩から誘われて、断われなかった。
- ⑥ お金を借りた相手から強要された。
- ⑦ 求人サイトで募集していたので、闇バイトだと思わずに応募した。

※ 警察庁の資料で「特殊詐欺の受け子等になった経緯(令和7年)」によると、少年では、SNSが25.3%、知人等紹介が59.6%、その他が15.2%。20歳以上では、SNSが40.5%、知人等紹介が31.1%、その他が28.4%。

2 個人情報の収集

- ① 犯行グループは、「アルバイトをするための登録、報酬の振り込み口座の登録が必要」などと言葉巧みに個人情報を要求し、少年たちは疑いなく身分証明書や写真、口座情報をアプリで送信してしまいます。また、「履歴書を代わりに作成する」と言い、家族の構成や名前、勤務先までも求めて、場合によっては友人や交際関係も聞き出します。
- ② 犯行グループは、一通りの個人情報を集めたら、Telegram、Signal 等の匿名性の高いアプリをインストールさせて、以降のやりとりはこのアプリを使って行うよう指示します。

事例：アルバイト求人サイトに正規のハンドキャリーの仕事(日給 15,000 円程度)として人材募集広告が掲載されていた。応募してみると、アプリ経由で履歴書の提出を求められ、会社との面接も通話のみで実際に会うことはなかった。会社の者から秘匿性の高いアプリを入れるように言われ、以後の連絡はそのアプリからのみで、実際の仕事内容は特殊詐欺の「受け子」だった。

3 犯行グループからの脅迫行為

- ① 犯行グループから仕事の内容が伝達され、犯罪行為であることが明らかになります。
- ② そこで、リスクが大きいと思って拒否しようとするれば、犯行グループは入手した個人情報を基に、次のように執拗に脅迫します。
・「自宅に押しかけて母親から狙う」・「家族全員殺す」・「逃げたらこうなる」と言い、殴られて血だらけになる動画を見せる。
・2回目の仕事を断ったら「この前の荷物はだまし取ったお金だ。お前は既に犯罪者だ。顔や住所などは知っているので逃げられないぞ」等々。
- ③ 1回では終わらずに、逮捕されるまで使い続けられます。

※ 犯行グループは、少年たちが素直に指示に従っているうちは、「お前が一番かわいい」などと優しい言葉を掛けてきますが、離脱する意思を示した途端、態度を豹変させて、本人や家族に対する脅迫等、あらゆる手段を使って離脱阻止を図ります。

4 犯行の内容

「かけ子」とは電話を掛けて騙す役割の人。

「出し子」とは被害者が振り込んだ口座から現金を引き出す役割の人。

「受け子」とは被害者から直接現金を受け取る役割の人です。

「受け子」をただの運び屋だと思って「知らなかった、指示されただけ、合法だと言われた」と主張しても通用しません。詐欺罪や窃盗罪の実行犯となり、犯罪組織の末端であっても、懲役刑が科され執行猶予がつかない実刑となることも多々あります。また、闇バイトを他の人に紹介しただけでも捕まります。加えて、民事上の損害賠償で、多額の賠償金が発生する可能性があります。

次第にエスカレートしてくると、強盗を強要されるようになります。

知らない家に入ることを指示されて、「相手は悪い奴だから何をしてもいいので金を奪え。そのお金は悪いことで得たものだから警察には通報できない」などと言われ、反論すると脅迫されて、渋々犯行に及ぶ者もいます。

また、「中に人がいたら悪い奴だから殺してもよい」とも言われ、偶然住人と遭遇して、とっさに暴行を加える者もあり、強盗をして人が亡くなれば、死刑か無期拘禁刑となり、若くして人生が台無しになります。

そして、中には住人から抵抗されて自身が負傷する場合もあります。

事例： 金に困った少年が、地元の先輩に相談したところ「闇バイト」を紹介され、窃盗目的で建物に入るも失敗。

失敗を責められ、共犯者から車で連れ回された上、「納得がいくお金を払うまで、家には帰らせない」「お金を払えないならカンボジアに連れて行く」などと現金を脅し取られた。

5 海外渡航

少年たちの中には、無理やり海外に連れ去られて、「かけ子」を強要されることもあります。また、海外で儲かる仕事があると誘われ、渡航した結果、「かけ子」として働かされる事案もあります。「1か月で100万円稼げる」といった高額な報酬が提示されるなど、少しでも怪しいと思う仕事には、一切応じないでください。

【海外渡航した人が証言した、悲惨な現実】

- 連れて行かれた詐欺拠点は塀が高く有刺鉄線が張り巡らされ、出入口には銃を持つ警備員がおり、自由に出入りはできない状態であった。
- スマホもパスポートも取り上げられた。
- ノルマが課され、できなければスタンガンで暴行される人がいた。
- 詐欺をやりたくないと言ったら、「お前の右腕を落として監禁する」、「臓器を売るぞ」、「家族を殺す」と脅された。・暴行を受けて骨折した。
- ミスをするとアルコールをかけられ火をつけられた。
- 睡眠薬を大量に入れたビールを飲ませられ、泡を吹いて壁に頭を打ちつけられた。
- 自分が吐いたご飯を食べさせられた。
- ぼこぼこに殴られ血を流しながら土下座をさせられた。

6 報酬の受け取り

- 報酬は受け取ることができてはかなり低額で、ほとんどは次のように受け取れません。
- ・ 犯行グループから、「報酬は後でまとめて払う」と聞いていたが、結局、報酬が支払われることはないまま逮捕された。
- ・ 「受け子」としてキャリアケースを持って全国を転々とさせられ、逮捕されるまで家にも帰れず、ホテルや漫画喫茶に寝泊まりしながら犯行を続けていた。
- ・ 被害者からだまし取った現金を持ち逃げしようとしたら、犯行グループにばれてしまい、だまし取った現金を回収された上、密告され逮捕された。
- ・ 一旦報酬を得たが、その後、犯行グループから報酬を上回る金を巻き上げられた。
- ・ 反抗したら、密告されて逮捕された。そして、「詐欺加担者」として顔写真等の身分証明書を SNS に投稿された。

7 逮捕後

「受け子」は、現場で捕まるリスクが最も高い役割です。

検挙された少年たちは、その後の取調べで、「軽い気持ちで受けてしまったことを後悔している」「やりたくなかったけど、抜け出せなかった」「家族や警察に相談すればよかった」「もっと早く引き返せばよかった」「止めてくれて(捕まえてくれて)ありがとうございます」「今後も犯行グループからしつこく誘われないか、家族に影響が及ばないかと思うと不安で仕方ない」と供述しています。それは、犯人グループは、暴力団や半グレ等の反社会的勢力と関係している可能性が高いからです。

少しでも不安に感じる事があれば、警察に相談することで犯罪への加担を未然に防ぐことができます。また、仮に、既に犯罪に加担してしまった場合でも、更なる重大な犯罪を行う前に勇気を持って警察に相談することが大切です。

自分や家族の身が脅かされたら、あるいは自分自身が犯罪に巻き込まれそうだと気づいたら、すぐに相手から逃げ、110 番通報してください。

令和6年10月から保護の呼び掛けを実施して以降、多くの人が警察に通報・相談し、警察では、令和8年5月末時点で699件の保護措置を講じています。

当事者の年代別の割合では、10代が全体の約3割、20代が全体の約4割となっており、これまで保護された方々は、誰1人として襲われていません。

●相談先

事件に当たるか分からない段階や、不安でどうすればいいか分からない場合は、最寄りの交番や警察署へ相談するか、全国共通の警察相談ダイヤル(#9110)へ相談してください。